

16 基本ルール

(1) 規制の横断的見直し

規制改革会議及び各府省庁は、規制の見直し基準に基づく見直しを推進するため、以下の措置を講ずる。

一定期間経過後見直し基準に基づく見直しの推進【平成 19 年度以降逐次実施】

平成 18 年度において、各府省庁は、「規制にかかわる法律ごとに設定する見直し年度等一覧」の作成に取り組み、各府省庁のホームページにおいて公表を行った。この一覧は、各府省庁が所管する法律のうち、各府省庁において規制にかかわると判断した法律（その趣旨・目的等に照らして一定期間経過後見直し基準による見直しを適当としないものは除く。）について、「次回の見直し年度」及び「見直しの周期」を記載したものである。各府省庁は、この一覧において設定された「次回の見直し年度」を踏まえ、平成 19 年度以降、一定期間経過後見直し基準に基づき、所管する法律の見直しを進め、また、法律本体の見直しと併せて、これに関連する法規命令、通知・通達等の見直しを進めることとなっている。

引き続き、一定期間経過後見直し基準に基づく見直しを推進するため、以下の取組を行う。（基本ア a）

ア 各府省庁は、平成 19 年度以降毎年度、当該年度に行った一定期間経過後見直し基準に基づく見直しの実施状況や見直し推進機関の意見等を踏まえ、当該年度の翌年度の 4 月末までに「規制にかかわる法律ごとに設定する見直し年度等一覧」を更新し、各府省庁のホームページ等において公表する。

イ 各府省庁は、平成 19 年度以降毎年度、当該年度の見直し対象とされている法律（法規命令、通知・通達を含む。）につき、一定期間経過後見直し基準にしたがい見直しを行うとともに、当該年度の翌年度の 4 月末までに見直しの結果及び理由を見直し推進機関に報告する。

規制にかかわる通知・通達等の見直しの推進【平成 19 年度以降逐次実施】

平成 18 年度において、各府省庁は、通知・通達等の見直し基準における、私人に対する「外部効果」の有無に着目した分類にしたがい、規制にかかわる個々の通知・通達等の分類を進めた。

この規制にかかわる通知・通達等の分類については、各府省庁において、毎年 12 月末日までに、新規のものの追加、既存のものの見直し等を行い更新し、その結果を見直し推進機関に報告することとなっている。見直し推進機関は、この過程にお

いて、分類が適切であるか、府省庁間で横断的な統一が図られているか等の観点から、必要に応じ、報告された分類結果を審査し、所管府省庁に対し必要な再検討を要請することとなっている。

「外部効果」を有すると分類された規制にかかわる通知・通達等の名称等を各府省庁のホームページ等に公表し、これ以外の規制にかかわる通知・通達等については「外部効果」を有しないと各府省庁が考えていることを明示する等の方法により、個々の規制にかかわる通知・通達等が「外部効果」を有するか否かが国民に明らかになることは、規制の透明性確保の観点から国民にとって有益であると考えられる。

このため、各府省庁は平成 19 年度以降毎年度、当該年度の見直し対象として選定した規制にかかわる通知・通達等、その他各府省庁が追加的に見直しを行った通知・通達等につき、通知・通達等の名称、及び、「外部効果」を有するか否かに基づく以下分類のいずれに該当するかを、当該年度の翌年度の 4 月末までに各府省庁のホームページ等に公表する。(基本ア b)

A 分類：規制にかかわる通知・通達等（企業・国民に影響を与える（関与・介入する）もの全て）のうち、私人に対する「外部効果」を有するもの

B 分類：規制にかかわる通知・通達等（企業・国民に影響を与える（関与・介入する）もの全て）のうち、私人に対する「外部効果」を有しないもの